



滞納はさせない！許さない！ 滞納者への対策状況をお知らせします（市税編）

税金は、納税者のみなさんから、納期限内に自ら納めていただくもので、期限内に納付がない場合は『滞納』となります。

滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスにも悪影響をおよぼすだけでなく、税金を納付していただいている方々との公平性を欠くことになります。

このため、加東市では、収入や財産がありながらも、税金を納めない悪質な滞納者に対し、財産（不動産・動産・預貯金・給与・生命保険等）の差し押さえなどをはじめとした滞納処分を徹底しています。

財産調査で財産が発見できなかった場合には、強制的に滞納者の住居や事務所に踏み込んで、現金や換価できる財産を探す『搜索』を実施。見つかった現金・財産は、差押調査を交付した後、没収します。

なお、差し押さえた土地・建物や自動車などの財産は、入札や、インターネット公売などを活用して売却しています。（インターネット公売への参加手順は20ページ参照）

滞納処分・換価のための公売などには、多くの時間と費用が必要です。これらの費用は、貴重な税金で賄われています。

全ての税金を、福祉・教育・環境・土木事業など、あらゆる行政活動のための財源として有効活用できるように、市に納めていただく税金等の納期限は、必ず守ってください。

問い合わせ

総務部税務課（庁舎1階）
☎43・0398



搜索の様子
（滞納している法人の事務所で、通帳等を探しています）

がん検診無料クーポン券・肝炎ウイルス検診 無料受診券の使用期限は12月25日(日)です！

6月に対象の方へお届けした子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券と、肝炎ウイルス検診の無料受診券は、12月25日(日)が使用期限です。

まだ受診していない方は、クーポン券・受診券に同封した一覧表記載の医療機関へ予約して、早めに受診してください。



問い合わせ 市民生活部健康課（庁舎2階） ☎43-0435



サンサンチャレンジ 食事講座参加者募集

『知って得！食べて納得！！自分の適量！！』

日時 11月9日(水)
10時～13時
場所 保健センター(庁舎2階)
講師 健康課 管理栄養士
申込期限 11月4日(金)
参加費 100円

◎どなたでも参加できます。

申し込み・問い合わせ
市民生活部健康課(庁舎2階) ☎42-2800



11月は『児童虐待防止推進月間』です

『虐待かも』と思ったら

子ども虐待は増え続けており、虐待を受けて命を落とす子どももいます。虐待を未然に防ぐために、気になることがあれば、まず連絡してください。虐待ではなかったとしても、通告者が責任を問われることはなく、秘密も守られます。

あなたの勇気ある声こそが、親子を救う『希望の光』になるのです。



たとえ『しつけ』のつもりでも

たとえ『しつけ』のつもりでも、子どもに著しい苦痛をあたえること、子どもの成長に悪影響をあたえることは、虐待にあたります。親の都合や事情は関係ありません。大切なことは、子どもの視点や立場に立って考えることです。

育児不安やストレスの蓄積は誰にでも起こります。自分が『虐待をしてしまっている』と感じたら、一人で悩まずに相談してください。



を渡さない・交友関係を制限する・性行為を強要するなどの精神的なものも含まれます。

あなた自身を守ることが、お子さんを守ることに直結します。相手との関係を『つらい』と感じたら、迷わず相談してください。

相談・連絡先

○児童相談所全国共通ダイヤル
いちはやく
☎189

○家庭児童相談室(子育て支援課内)
☎43-0441

緊急時は迷わず110番を！

あきらかに生命に危険があるときは、一刻も早く子どもを保護しなければなりません。すぐに通報してください。



『女性に対する暴力をなくす運動』を実施します(運動期間 11月12日～25日)

DVから、子どもへの虐待が判明するなど、女性への暴力と子どもへの虐待には深い関係があります。

配偶者やパートナーからの暴力を我慢していませんか。

暴力とは殴る・蹴る・物を投げるなどの直接的なもののほか、無視する・おどす・生活費

問い合わせ 福祉部子育て支援課（庁舎1階） ☎43-0408

『社会保険料(国民年金保険料)』 控除証明書』の発行について



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、申告の対象となる年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が、社会保険料控除の対象となります。

平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、日本年金機構から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が、11月上旬に届きます。

年末調整や確定申告には、控除証明書か、金融機関等で保険料を納付した際の領収証書を添付してください。10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した方には、平成29年2月上旬に控除証明書が届きます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その保険料を、納付したご本人の社会保険料控除の申告に加えることができます。

問い合わせ

○ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
(ナビダイヤル)

※番号が050から始まる
電話で掛ける場合
☎03・6630・2525

ダイヤルの開設期限
平成29年3月15日(水)
受付時間
平日：8時30分～19時
第2土曜日：9時～17時

◎第2土曜日以外は平日のみの受付で、12月29日から1月3日までの間はご利用いただけません。

○市民生活部保険・医療課
(庁舎1階)
☎43・0501